

補装具に関するQ&A

Q 補装具を製作(修理)したいのですが、どこに相談したらよいですか。

A 市町の障害福祉担当窓口でご相談ください。補装具業者を選ぶ際に必要な情報等が得られます。

各市町障害福祉担当窓口のページ

https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/sodan_shien/madoguchi/shicho_tantoka.html

Q 介護保険で車いすを借りています。補装具として給付を受けられることもできますか。

A 障害者総合支援法による補装具費支給制度は他法優先であり、介護保険法や労働者災害補償保険法などにより補装具の給付・貸与が受けられる場合はそちらが優先されます。

車いすや歩行器、歩行補助つえのように介護保険で貸与が受けられるものについては原則、補装具費の支給対象になりませんが、補聴器や義肢・装具など貸与の対象になっていないもの

については補装具費の支給申請をすることができます。

Q 医療保険で装具を作成しました。補装具とは違うのですか。

A 装具には、症状の回復や改善を図るために治療の手段として必要となるものがあり、その場合は医療保険による給付を受けます(治療用装具)。

障害者総合支援法による補装具費支給は、治療終了後、症状が固定し、職業その他日常生活の能率の向上を図る上で必要な場合に支給の対象となります。

Q 修理するときや紛失したときのことを考えて、予備の補装具がほしいのですが、補装具費を支給してもらえますか。

A 補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個とされています。予備を目的とした補装具について、補装具費の支給対象になりません。

なお、教育上や職業上等の理由により兼用できないなど、特に必要性が認められた場合には2個支給される場合もあります。

Q 使っている補装具が古くなり、調子が悪いのですが。

A 修理についても補装具費の支給対象となります。不具合があれば、市町の障害福祉担当窓口へご相談ください。

また、補装具は種目ごとに耐用年数が決められています。耐用年数は通常の使用状態におけるの予想年数であるため、それぞれの障害の状態や使用状況等により、実際の使用可能な期間(補装具の傷み具合)には差があります。耐用年数を経過していなくても修理が不可能である場合は補装具費を再支給できません。逆に、耐用年数が過ぎていても、修理等により継続して使用可能な場合は、補装具費の再支給はできません。

各市町障害福祉担当窓口のページ

https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/sodan_shien/madoguchi/shicho_tantoka.html